

点検・評価方法

1 趣旨

効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、教育に関する事務の点検・評価を行うものです。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の対象

点検評価の対象は、「第五次総合計画 前期基本計画」の施策事務事業体系に基づいて実施した、平成23年度の主な事業としています。

3 点検・評価の方法

- (1) 点検・評価にあたっては、事業の進捗状況を明らかにするとともに、課題等を分析し、今後の方向性を示すこととします。
- (2) 点検・評価にあたっては、教育委員会に「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」を設け、点検・評価を行いました。また、客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方にも会議に入っていただき、ご意見やご助言をいただきました。

【学識経験者】

西川 信廣 氏（京都産業大学 文化学部 教授）

井上 芳光 氏（大阪国際大学 人間科学部 教授）

4 点検評価結果の構成

①施策の展開

「第五次総合計画 前期基本計画 夢を育む学びのまちづくり」の施策の展開ごとに評価シートを作成し、点検・評価を行いました。

②取組概要

各評価シートの事業概要を簡潔に記載しております。

③構成取組

各シートの目標達成に向けて、平成 23 年度に実施した主な取り組みを示しています。なお、「③構成取組」に掲げた事業の段落番号と、「④取組計画」、「⑤取組実績」、「⑥評価」の段落番号については、連動しております。

④取組計画

「③構成取組」に掲げた取組ごとに、目標を達成するための方向性を示しています。

⑤取組実績

平成 23 年度の主な取り組み内容を、表などを取り入れまとめています。

⑥評価

学識経験者のご意見・ご助言をいただきながら、平成 23 年度の取組に対する成果や課題・方向性等を踏まえた教育委員会としての評価です。